

平成28年

第2回市議会定例会 議案第12号

函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物  
の制限に関する条例の一部改正について

函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月13日提出

函館市長 工藤 壽樹

函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物  
の制限に関する条例の一部を改正する条例

函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例（平成24年函館市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中「もしくは観覧場」の後ろに「、ナイトクラブもしくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の2に規定する用途」を加える。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

（提案理由）

函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内において一定の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えることにより建築を制限する建築物の床面積の対象にナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積を加えることとするため